

判決年月日	平成 2 8 年 7 月 1 3 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成27年(行ケ)10164号		
○発明の名称を「電気コネクタ組立体」とする発明について、引用発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたということとはできないとした事例。			

(関連条文) 特許法 29 条 2 項

(関連する権利番号等) 無効 2014-800014 号事件 (本件審判), 特許第 5362136 号 (本件特許), 特開昭 63-218174 号公報 (引用例)

発明の名称を「電気コネクタ組立体」とする本件発明に係る原告の特許について、被告から特許無効審判請求がされ、特許庁は、本件発明は、引用発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるとして、無効審決をした。本件は、原告が上記審決の取消しを求めた事案である。本判決は、大要、以下のように判断して、本件審決には容易想到性の判断に誤りがあるとして、これを取り消した。

(1) 相違点 2 の判断の誤り

ア 本件審決は、引用発明においても、相手コネクタ 33 の姿勢の変化に応じて、回転中心突起 53 は突出部に対する位置が変化するものといえるから、相違点 2 は実質的な相違点ではない旨判断した。

イ しかし、…引用発明における「回転中心突起 53」の位置変化は、回転操作により行われるものではなく、回転操作の前に行われている。したがって、引用発明は、相手コネクタ 33 の姿勢の変化に応じて、回転中心突起 53 の溝部 49 の突出部に対する位置が変化するものであるということとはできない。

ウ …本件発明は、嵌合では、ケーブルコネクタの前端側が持ち上がった上向き傾斜姿勢から嵌合終了の姿勢への姿勢の変化に応じて、突出部に対するロック突部の位置が変化することにより、ロック突部が拔出方向で突出部と当接してケーブルコネクタの拔出を阻止する一方、嵌合の解除では、ケーブルコネクタの前端側が持ち上がる上向き姿勢となることで、突出部に対するロック突部の位置が元に戻り、ロック突部における拔出方向の突出部との当接が解除され、ロック溝部の外部へ上昇させることによるケーブルコネクタの拔出が可能となるという作用を奏するものであると認められる。

これに対し、引用発明は、嵌合の終了姿勢では、回転中心突起 53 が溝部 49 に形成された肩部 56 のケーブル 44 側に当接している状態にあるため、本件発明と同様に拔出を阻止する作用を奏しているものの、嵌合の解除姿勢では、回転中心突起 53 が溝部 49 に形成された肩部 56 のケーブル 44 側に当接されたままであるため、溝部 49 の突出部の回転中心突起 53 に対する干渉はなくなっておらず、相手コネクタ 33 の姿勢を上向き姿

勢とするだけでは、相手コネクタ 3 3 の拔出はスムーズに行い得ない。

仮に、引用発明において、溝部 4 9 の突出部、すなわち、溝部 4 9 に形成された肩部 5 6 のケーブル 4 4 側の形状（角度）をなだらかなものとするならば、…本来の嵌合状態での拔出阻止の作用を減じてしまうことになる。

以上によれば、本件発明において、相違点 2 に係る構成は、固有の作用を奏するものであって、単なる設計的事項にすぎないものであるということとはできない。

エ …相違点 2 は実質的な相違点であるところ、本件審決には、引用発明において、相違点 2 に係る本件発明の構成を備えることは容易に想到することができたことは、示されていない。そして、本件審判手続における被告の主張を参照したとしても、…引用発明において、相違点 2 に係る本件発明の構成を備えることが容易に想到することができたとは認められない。

（2）相違点 4 の判断の誤り

ア 本件審決は、引用発明において、相手コネクタ 3 3 の前端部の前方へ突出する操作部（持上げ部）を設け、相違点 4 に係る本件発明の構成を備えるようにすることは、当業者が容易に想到し得たことである旨判断した。

しかし、相違点 4 は、…コネクタ嵌合状態で解除操作が、本件発明では、上記持上げ部を拔出方向に持ち上げることにより行われるのに対し、引用発明では、相手コネクタ 3 3 を時計方向に回転した後に、回転中心突起 5 3 を溝部 4 9 にて案内しつつ上方に引き抜くことにより行われるという点も含むものである。

イ …仮に操作性を向上させるために操作部を操作対象となる機械要素に設けることや、コネクタの分野ではコネクタの前端部に前方へ突出する持上げ部を設けることが周知であったとしても、引用発明において、相手コネクタ 3 3 の前端部に前方へ突出する持上げ部を設けただけでは、相違点 4 に係る本件発明の構成には至らない。そして、本件発明において、相違点 4 に係る構成は、コネクタ嵌合状態の解除操作について固有の作用を奏するものであって、単なる設計的事項にすぎないということとはできない。

さらに、引用発明において、相手コネクタ 3 3 の前端部に前方へ突出する持上げ部を設けたとしても、…操作性の向上に寄与するということとはできない。そうすると、引用発明において、コネクタの前端部に前方へ突出する持上げ部を設けることにつき、動機付けがあるということもできない。

ウ したがって、引用発明において、相違点 4 に係る本件発明の構成を備えることに、当業者が容易に想到することができたということとはできない。